

私費外国人留学生奨学金（2025年度春選考） よくある質問集

分類	問い合わせ内容	回答
応募資格	まだ在留資格「留学」を取得できていない（COEを取得できていない、短期滞在で入国している等）が応募資格はありますか。	以下のいずれかに当てはまる場合は、申請できます。 ア）2025年4月25日(金)17時までに国際教育事務室にCOEを申請している者 イ）2025年4月25日(金)17時までに在留資格「留学」の手続きをしている者（在留期間更新、在留資格変更）
応募資格	在留資格の更新中/変更中であるが、入国管理局から発行される申請受付票を提出する必要はあるか。	提出する必要はありません。
応募資格	在留資格「留学」以外の在留資格での申請は可能か。	申請できません。在留資格「留学」であることが申請条件です。 なお、「留学」の在留資格を取得するための手続きを行っている場合、申請は可能です。詳細は、募集要項をご確認ください。
応募資格	休学していたことにより原級となってしまったが申請は可能か。	休学による原級の場合は、事情により申請が可能な場合があります。 国際教育事務室まで事前にメールでお問い合わせください。
応募資格	学費の延納をおこなったが申請は可能か。	可能です。学費の延納は選考に影響を及ぼしません。
応募資格	文部科学省学習奨励費と明治大学私費外国人留学生奨学金の併給は可能ですか。	併給できません。なお、文部科学省学習奨励費に限らず、月額25000円以上の他の奨学金を得ている人は、申請資格がありません。
応募資格	2025年度に休学する場合（または、休学した場合）、申請は可能ですか。	申請できません（休学を予定している場合も同じ）。
応募書類	成績通知表は提出しなくてもよいのでしょうか。	はい、成績通知表は提出不要です。 選考の際には国際教育事務室が基準日における成績を確認して選考を行います。
申請フォーム	一度送信した回答を変更・修正したいが、可能ですか？	<u>オンライン申請期間中であれば、再申請が変更が可能です（再申請前の申請データは無効になります）。再申請した場合は、必ずメールにてその旨をお知らせください。</u>
併給制限	受給が決定している奨学金があるが、まだ振込が行われていません。この場合でも、記入した方がよいでしょうか。	<u>受給が決定している場合は、必ず記入してください。</u>
併給制限	これから申請する奨学金は記入した方がよいでしょうか。	受給が決定していない場合には記入しないでください。
その他	書類は、窓口で提出できますか。	いいえ、提出はオンラインの申請フォームを通してのみ受け付けます。
その他	申請が完了したかを確認したいです。	事務室では申請が完了したかの質問には回答できません。 申請フォーム回答後に自動返信メールが届いていれば申請は完了しています。
その他	結果はいつ発表されますか。	6月中旬です。